

鯖江第一ホテル利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、当ホテルをご利用のお客様には、宿泊約款第 10 条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 7 条により宿泊契約を解除いたします。

- (1) 客室を許可なく宿泊以外の目的に使用しないでください。
- (2) 客室を許可なく転貸しないでください。
- (3) 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用しないでください。
- (4) 館内で暖房用、炊事用の火器およびプレス用のアイロン等の火気を発するおそれのあるものを使用しないでください。ただし、当ホテルがお客様にご利用いただくために設置しているものはこの限りではありません。
- (5) 火災防止の為、ベットその他火災の発生しやすい場所および当ホテル所定の場所以外で喫煙しないでください。
- (6) 館内および客室内で高声、放歌または喧騒な行為等で、他のお客様に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたりしないでください。
- (7) 館内に次のようなものを持ち込まないでください。
 - (イ) 動物、鳥類
 - (ロ) 悪臭を発するもの
 - (ハ) 著しく多量な物品
 - (ニ) 火薬や揮発油など、発火または引火しやすいもの
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類または薬物等の物品
 - (ヘ) その他、他のお客様の安全性または快適性を損なう可能性があるとおホテルが認めたもの
- (8) 館内で賭博等の公序良俗に反するような行為をしないでください。
- (9) 宿泊者以外の第三者を客室内に招かないでください。
- (10) 館内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないでください。
- (11) 館内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、館内のほかの場所に移動しないでください。
- (12) ホテルの建築物や館内の諸設備に物を取り付けたり、他の場所に移動しないでください。
- (13) ホテルの外観を損なうような品物を窓等に掲示しないでください。
- (14) 館内で他のお客様に対して広告物の配布、物品の販売、寄付や署名の募集等の行為を行わないでください。
- (15) 廊下やロビー等に靴やその他の所持品を放置しないでください。
- (16) 当社が提供する飲食物を客室内に持ち込んだり、お客様が購入された飲食物であっても合理的範囲を超える量や内容の飲食物を客室に持ち込まないでください。また、外部から出前を取らないでください。
- (17) ご宿泊日数を変更される場合は、ホテルフロントに予めご連絡ください。
- (18) ご宿泊日数を延長される場合は、延長にかかる宿泊料金を、宿泊延長の申込時にお支払いください。
- (19) 刺青やタトゥーのある方は、当ホテルの大浴場をご利用いただけません。
- (20) 泥酔者は当ホテルの大浴場および客室内のお風呂のご利用をお断りいたします。
- (21) 当ホテルが提供する朝食は、当ホテルが指定する場所でお召し上がりください。
- (22) 貴重品や高価な物品は、客室内に放置せず、必ず身につけてお出かけください。
- (23) 宿泊料金は、当ホテルが提供する朝食をとられたか否かに関わらず、割引や返金をいたしません。
- (24) 次に掲げる組織、個人については、当ホテル内緒施設のご利用をお断りいたします。
 - (イ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める指定暴力団および指定暴力団連合またはその構成員、関係者、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)
 - (ロ) 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - (ハ) 暴力、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求またはこれに類する行為を行ったと認められる場合
 - (ニ) 心神耗弱、薬物等による自己喪失等によりご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
 - (ホ) ホテル利用規則の違反について、当ホテルより注意を受けたにもかかわらず直ちにその行為を止めなかった者
- (25) 当ホテルの門限は午前 1 時となっております。
- (26) お預りのお洗濯物やお忘れ物の保管は、ご出発後 1 カ月までとさせていただきます。
- (27) 駐車場の車の事故（破損、盗難等）については当ホテルは、一切の責任を負いません。
- (28) お勘定は 3 日毎に前金でお支払い下さること。3 日以内でも、20,000 円をこえた場合、ホテルから請求があったらお支払い下さること。
- (29) みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらぬこと。